

# 岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 八 年 九 月 二 十 八 日

## 目 次

### 監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表  
包括外部監査の結果に基づき講じた措置

(監 査 委 員)  
( 同 )  
七

## 監査委員告示

### 岐阜県監査委員告示第十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十八年八月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十八年九月二十八日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる  
ときは翌日)

平成二十八年九月二十八日

第1 監査実施機関数

監査実施機関数	指導あり		指導なし		合計
	件数	割合	件数	割合	
知事直轄	1	0	0	0	1
総務部	8	1	2	1	10
清流の国推進部	5	0	2	0	7
危機管理部	1	1	2	2	3
環境生活部	3	1	0	1	4
健康福祉部	17	1	2	1	19
商工労働部	12	0	4	0	16
農政部	4	0	2	0	6
林政部	2	1	0	2	4
県土整備部	7	2	1	2	10
都市建設部	7	1	3	1	11
県事務所	—	—	—	—	—
教育委員会	14	0	5	0	19
警察本部	36	7	10	7	53
その他	6	0	0	0	6
合計	123	15	26	17	149

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指導事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なものは、指導事項として「指導あり」として計上している。
  - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指導あり」及び「指導なし」は、それぞれで計上しているため、監査実施機関数とは一致しない。  
「—」は、当月監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、38 機関において、17 件の指導事項及び29 件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対して是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 知事直轄 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
秘書課	平成28年8月26日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

2 総務部 (8 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
人事課	平成28年8月24日	行政管理課	平成28年8月26日

法務・情報公開課	平成28年8月25日	職員厚生課	平成28年8月26日
税務課	平成28年8月30日	管財課	平成28年8月25日
情報企画課	平成28年8月25日	総務事務センター	平成28年8月24日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
法務・情報公開課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員に毀損事故防止について一層の徹底を図らなければならない。
職員厚生課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員に毀損事故防止について一層の徹底を図らなければならない。また、当該事故について、直ちにその事実を報告書に上り、知事及び会計管理者に報告していただくこと、速やかに措置することともに、今後は適正に処理されたい。

3 清流の国推進部 (5 機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
清流の国づくり政策課	平成28年8月26日	市町村課	平成28年8月25日
地域スポーツ課	平成28年8月2日	全国レクリエーション大会推進事務局	平成28年8月26日
競技スポーツ課	平成28年8月2日		

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
清流の国づくり政策課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員に毀損事故防止について一層の徹底を図らなければならない。
市町村課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたため、職員に毀損事故防止について一層の徹底を図らなければならない。

4 危機管理部 (1 機関)

実施機関名	実施年月日
危機管理政策課	平成28年8月4日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
危機管理政策課	指導事項	行政財産の目的外使用に係る管理費の収入事務において、平成22年度から平成26年度までの管理費の

指摘事項	算定を誤ったことにより、29,868円を過大に徴収していた。その結果、過大徴収した管理費を返還する際に、利息90円を支出していたので、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料95,586円が支払われていたのので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 環境生活部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
人権施策推進課	平成28年8月26日	県民生活相談センター	平成28年8月26日
岐阜地域環境室	平成28年8月26日		

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜地域環境室	指摘事項	公務中の1件の交通事故について、修繕料15,930円が支払われていたのので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

6 健康福祉部 (17機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
健康福祉政策課	平成28年8月29日	医療整備課	平成28年8月22日
医療福祉連携推進課	平成28年8月8日	保健医療課	平成28年8月5日
生活衛生課	平成28年8月9日	業務水道課	平成28年8月8日
高齢福祉課	平成28年8月10日	障害福祉課	平成28年8月22日
地域福祉国保課	平成28年8月5日	女性の活躍推進課	平成28年8月23日
子育て支援課	平成28年8月23日	子ども家庭課	平成28年8月23日
岐阜保健所	平成28年8月26日	岐阜保健所本巢・山県センター	平成28年8月26日
西濃保健所	平成28年8月26日	西濃保健所揖斐センター	平成28年8月26日
東濃保健所	平成28年8月26日		

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
医療整備課	指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料73,440円が支払われていたのので、職

指摘事項	員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。 また、当該事故について、直ちにその事実を報告書により、知事及び会計管理者に報告していただかないので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
指摘事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料71,280円が支払われていたのので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

7 商工労働部 (12機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
商工政策課	平成28年8月26日	商業・金融課	平成28年8月5日
労働雇用課	平成28年8月5日	企業誘致課	平成28年8月8日
産業技術課	平成28年8月10日	新産業・エネルギー振興課	平成28年8月22日
航空宇宙産業課	平成28年8月8日	地域産業課	平成28年8月10日
岐阜地域産業労働室	平成28年8月26日	観光企画課	平成28年8月9日
観光誘客課	平成28年8月9日	国際課	平成28年8月9日

【監査の結果】

次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
商業・金融課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたのので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
企業誘致課	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料25,950円が支払われていたのので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
航空宇宙産業課	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあったのので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
観光誘客課	指導事項	通訳案内士登録手数料に係る収入証紙の取扱事務において、収入証紙に消印が行われていないものがあって、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたのので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

8 農政部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
検査監督課	平成28年8月26日	農業担い手サポート推進事務局	平成28年8月26日
農業大学校	平成28年8月26日	国際園芸アカデミー	平成28年8月26日

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
農業大学校	指導事項	建設工事に係る契約事務において、岐阜県会計規則の規定の適用を誤ったことにより、契約保証金を免除し、工事を施工させていたため、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

9 林政部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
森林研究所	平成 28 年 8 月 26 日	森林文化アカデミー	平成 28 年 8 月 26 日

【監査の結果】  
次のとおり指摘する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
森林文化アカデミー	指摘事項	林業機械の借入れに係る契約事務において、予定価格が 80 万円を超えているにもかかわらず、契約審査会及び競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、損害賠償金として 151,136 円の費用負担が発生し、また、修繕料 58,752 円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

10 県土整備部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
用地課	平成 28 年 8 月 22 日	技術検査課	平成 28 年 8 月 26 日
道路建設課	平成 28 年 8 月 24 日	道路維持課	平成 28 年 8 月 24 日
河川課	平成 28 年 8 月 23 日	砂防課	平成 28 年 8 月 10 日
厚川管理事務所	平成 28 年 8 月 23 日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
道路建設課	指摘事項	時間外勤務手当の支給事務において、1 週間の所定労働時間を超えていないにもかかわらず、これを超えていたとして時間外勤務手当を支給していたことにより、1 件 2,239 円が過払となつていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
河川課	指摘事項	公務中の 1 件の交通事故について、修繕料 56,581 円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
都市公園課	指導事項	県営公園予定区域内自生木の倒木により隣接地の車両を損傷させた 1 件の取損事故について、損害賠償金として 271,200 円の費用負担が発生していたので、県有地管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないうまま特定個人情報を取り扱い、個人情報管理者である所属長の承認を得ずに特定個人情報を提供していたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
公共交通課	指摘事項	岐阜県市町村バス交通総合化対策補助金の一部返還に係る収入事務において、平成 25 年度及び平成 26 年度に交付した当該補助金の一部が返還されたことにより発生した加算金 3,280 円の徴収手続を行っていただけなので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

11 都市建設部 (7機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
都市政策課	平成 28 年 8 月 4 日	都市整備課	平成 28 年 8 月 3 日
建築指導課	平成 28 年 8 月 26 日	公共建築課	平成 28 年 8 月 26 日
住宅課	平成 28 年 8 月 26 日	都市公園課	平成 28 年 8 月 2 日
公共交通課	平成 28 年 8 月 2 日		

【監査の結果】  
次のとおり指摘又は指導する事項があつた。

機 関 名	区 分	内 容
都市公園課	指導事項	県営公園予定区域内自生木の倒木により隣接地の車両を損傷させた 1 件の取損事故について、損害賠償金として 271,200 円の費用負担が発生していたので、県有地管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないうまま特定個人情報を取り扱い、個人情報管理者である所属長の承認を得ずに特定個人情報を提供していたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
公共交通課	指摘事項	岐阜県市町村バス交通総合化対策補助金の一部返還に係る収入事務において、平成 25 年度及び平成 26 年度に交付した当該補助金の一部が返還されたことにより発生した加算金 3,280 円の徴収手続を行っていただけなので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

12 教育委員会 (14機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
教育総務課	平成 28 年 8 月 4 日	教育財務課	平成 28 年 8 月 3 日
教職員課	平成 28 年 8 月 26 日	教育研修課	平成 28 年 8 月 26 日
特別支援教育課	平成 28 年 8 月 3 日	文化財保護センター	平成 28 年 8 月 26 日

岐南工業高等学校	平成28年8月26日	岐阜各務野高等学校	平成28年8月26日
武義高等学校	平成28年8月26日	東濃実業高等学校	平成28年8月26日
可児工業高等学校	平成28年8月26日	多治見工業高等学校	平成28年8月26日
中津商業高等学校	平成28年8月26日	高山工業高等学校	平成28年8月26日

【監査の結果】  
次のとおり指導する事項があった。

機関名	区分	内容
教育総務課	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料60,480円が支払われていたため、職員の見守り防止について一層の徹底を図らねばならない。
教育財務課	指導事項	財産の管理事務において、岐阜県選定生奨学金貸付金の返還免除した額を「財産記録簿」に記載していなかったことにより、会計管理者に提出する「財産に関する調査」の決算年度未済額に誤りがあったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
文化財保護センター	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合及び取扱い後は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認及び確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたため、今後は適正に処理されたい。
岐阜各務野高等学校	指導事項	物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
多治見工業高等学校	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料51,840円が支払われていたため、職員の見守り防止について一層の徹底を図らねばならない。

13 警察本部 (36機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
総務課	平成28年8月29日	広報員民課	平成28年8月29日
会計課	平成28年8月29日	装備施設課	平成28年8月29日
情報管理課	平成28年8月29日	警務課	平成28年8月31日
教養課	平成28年8月31日	厚生課	平成28年8月31日
監察課	平成28年8月31日	留置管理課	平成28年8月31日
生活安全総務課	平成28年8月30日	少年課	平成28年8月30日
生活環境課	平成28年8月30日	地域課	平成28年8月30日

通信指令課	平成28年8月30日	自動車警ら隊	平成28年8月30日
刑事総務課	平成28年8月31日	捜査第一課	平成28年8月31日
捜査第二課	平成28年8月31日	捜査第三課	平成28年8月31日
組織犯罪対策課	平成28年8月31日	国際捜査課	平成28年8月31日
鑑識課	平成28年8月31日	科学捜査研究所	平成28年8月31日
機動捜査隊	平成28年8月31日	交通企画課	平成28年8月31日
交通指導課	平成28年8月31日	交通規制課	平成28年8月31日
運転免許課	平成28年8月31日	交通機動隊	平成28年8月31日
高速道路交通警察隊	平成28年8月31日	警備総務課	平成28年8月30日
警備第一課	平成28年8月30日	警備第二課	平成28年8月30日
機動隊	平成28年8月30日	警察学校	平成28年8月31日

【監査の結果】  
次のとおり指導又は指導する事項があった。

機関名	区分	内容
総務課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたため、今後は適正に処理されたい。
広報員民課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたため、今後は適正に処理されたい。
会計課	指導事項	電気料金の支出事務において、会計書類を一時的に紛失したことにより、債権者に対する1件222,475円の支払が4日遅延するとともに、延滞利息212円が支払われていたため、今後は適正に処理されたい。
装備施設課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたため、今後は適正に処理されたい。
情報管理課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならないが、所属長以外の者が行っていたため、今後は適正に

厚生課	指導事項	処理された。
		特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記録し、個人情報管理者である所属長の確認を得なければならぬが、所属長以外の者が行っていたので、今後は適正に処理されたい。
生活安全総務課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,627,185円の費用負担が発生し、また、公用車が乗車(評価額337,000円、うち相手方負担分33,700円)となっていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、個人情報管理担当補助者以上の者が「個人番号確認資料管理簿」で特定個人情報の管理状況を毎年1回以上確認するところ、それが行われていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
生活環境課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として1,312,962円の費用負担が発生し、また、修繕料99,025円(うち相手方負担分9,902円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
自動車警ら隊	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として71,280円の費用負担が発生し、また、修繕料27,540円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
刑事総務課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として33,417円の費用負担が発生し、また、修繕料7,484円(うち相手方負担分3,742円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	公務中の2件の交通事故について、損害賠償金として1,196,104円の費用負担が発生し、また、修繕料637,916円(うち相手方負担分12,600円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
捜査第三課	指導事項	公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として605,264円の費用負担が発生し、また、修繕料266,230円(うち相手方負担分123,511円)が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
	指導事項	物品の管理事務において、ビデオカメラ1台を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
組織犯罪対策課	指導事項	公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として114,000円の費用負担が発生していたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。
交通規制課	指導事項	特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報取扱記録簿」に記載がなく、個人情報管理者である所属長の確認を得ずに特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。
機動隊	指導事項	公務中にノートパソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料88,128円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。

14 その他(6機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
出納事務局	平成28年8月29日	議会事務局	平成28年8月31日
選挙管理委員会事務局	平成28年8月25日	人事委員会事務局	平成28年8月30日
監査委員事務局	平成28年8月26日	労働委員会事務局	平成28年8月26日

【監査の結果】  
特に指摘及び指導する事項はなかった。

岐阜県監査委員告示第十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十八第六項の規定により、岐阜県知事等関係機関から包括外部監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十八年九月二十八日

岐阜県監査委員 水 野 正 敏  
 岐阜県監査委員 小 原 尚  
 岐阜県監査委員 山 本 泉  
 岐阜県監査委員 藤 良  
 岐阜県監査委員 杉 山 祐 子

1 平成24年度、平成25年度及び平成27年度包括外部監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成24年度

特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの <sup>※1</sup>	未措置 A-B-C
学校教育に係る事務の執行及び運営管理について	知事部局 教育委員会	A	B	C	A-B-C
		3	3	—	0
		62	58	1	3
		65	61	1	3

※1 教育委員会教育長から平成28年9月20日付け教総第301号で通知があったもの

2 平成25年度

特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの <sup>※2</sup>	未措置 A-B-C
公有財産等に係る事務の執行	知事部局	A	B	C	A-B-C
		25	21	2	2

※2 知事から平成28年9月14日付け行第64号で通知があったもの

3 平成27年度

特定の事件 (ケース)	措置を講ずべき部局	監査結果 (指摘)	措置済	今回措置を講じたもの <sup>※3</sup>	未措置 A-B-C
指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行	知事部局	A	B	C	A-B-C
		28	—	23	5

※3 知事から平成28年9月14日付け行第65号で通知があったもの

(単位：件)

(単位：件)



Ⅱ 監査結果（指摘）に基づき講じた措置

1 平成24年度（ナーワ：学校教育に係る事務の執行及び運営管理について）

第1. 岐阜県教育委員会及び教育事務所に関する事項

監査結果報告書記載 116頁	結果の内容 左記に基づき講じた措置
【校舎として利用しなくなった学校施設の管理状況について ③教育資産の処分と有効活用について】 未だ処分されていない備品が両校ともに多数存在した。他校より管理換えの要請があれば、管理換えを行うことから処分せずに残してあるが、供用開始から年数も経っていることから他校に管理換えを行うのも困難な備品もある。今後転用の可能性のない教育資産については、処分計画等を策定し、計画的に教育資産の処分を行うべきである。また、多数の教育資産が両校で未使用の状況となつていくことは、教育資産が有効利用されていくとは言えない状況である。 したがって、現在、岐阜県内の高等学校に対してのみ保有資産の情報を開示しているが、高等学校ではすでに需要が少なくなつている現状を踏まえ、開示対象を県内の小・中学校まで拡大することで、資産の有効活用を図る必要がある。 また、いつまでに備品の処分を完了する予定であるなど、明確な期限が決められていないので、処分完了の期限を設け、それまでに管理換えが行われたかたものは処分するなどの処理を取るべきである。	【中津高等学校】 平成27年度に特別支援教育課を通じて利用可能な書籍を岐阜城北高等学校旧藍川校舎（平成29年度に高等特別支援学校として開校予定）へ譲渡（H27.11.27）及びピアノ1台を同校へ管理換え（H28.2.22）した。 また、演台1台を岐阜希望が丘特別支援学校へ管理換え（H27.12.2）した。その他の有効活用が図れないと判断される備品は不用品決定の事務手続きを経て、一般廃棄物として廃棄し、旧恵那北高等学校の備品処分を終了した。

2 平成25年度（ナーワ：公有財産等に係る事務の執行）

3 個別検討に係る結果

区分	監査結果報告書記載 194頁	結果の内容 左記に基づき講じた措置
治山課、森林公社（シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分）	【シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分】 森林公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を試算していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の変動しうるかに関しての情報とつながつていないことから、公社の具体的な収支見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。 森林公社の実施する事業の性格を踏まえ、森林公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを踏まえた森林公社の経営状況を県民に対して適時に公開することが必要であると考えます。県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。	【治山課、森林公社】 長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても周知するため、ホームページに公開した。
治山課、木曾三川水源造成公社（シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分）	【シミュレーションでの変動要因の影響の検討不十分】 木曾三川水源造成公社では、収支見込と合わせて、木材価格、販売材積及び利率の変動による収支見込の変動を示していますが、これらの変動要因のこれまでの推移等が提示されておらず、変動要因がどの程度の変動しうるかに関しての情報とつながつていないことから、公社の具体的な収支見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。 森林公社の実施する事業の性格を踏まえ、森林公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを踏まえた森林公社の経営状況を県民に対して適時に公開することが必要であると考えます。県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。	【治山課、木曾三川水源造成公社】 長期収支の試算にあたり、変動要因となる木材価格、販売材積、利率の変動幅を示し、公社の収支見込の変動幅を想定することにより、県においても、起こりうるリスク・発生しうる負担の額を把握し、あわせて、公社の経営状況を県民に対しても周知するため、ホームページに公開した。



動しうるかに関する情報とつながっていないことから、公社の具体的な収益見込の幅を想定することは、実質的にはできない状況です。

本曾三川水源造成公社の実施する事業の性格を踏まえ、本曾三川水源造成公社が置かれている状況、経営改善に向けた取組方針とその結果、主たる変動要素の変動を織り込んだシミュレーションを含む本曾三川水源造成公社の経営状況(現状と予測)を県民に対して適時公開することが必要であると考えます。

また、環境要因の変動は、本曾三川水源造成公社の経営状況に対して少なからぬ影響を及ぼすことに鑑みて、リスク要因を適切に把握し、適時、シミュレーションの見直しを行って、リスクを最大に反映させた場合の県への負担も踏まえたくうえで、本曾三川水源造成公社における事業内容の見直しなど、県として講じるべき対策の策定に役立てていく必要があります。

3 平成27年度(テーマ: 指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行)

4 指定管理者制度導入施設

(2) 視察実施施設

区分	視察結果 報告書記載 頁	結果の内容	左記に基づき講じた措置
指定管理者 (経費の勘 定科目限り)	72 (岐阜 メモリ)	【経費の勘定科目限り】 スポーツセンター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣	【指定管理者】 (所管課: 地域スポーツ課) 指摘事項について、以下のとおり報

94 (岐阜 県立陽 光園)	【経費の勘定科目限り】 平成26年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費でしたが、当該人件費の算出資料において、内訳は人件費と給食費でした。 本来、給食費は人件費ではなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理することが必要です。	社員の派遣元への支払は(公財)岐阜県体育協会の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用することが必要です。	告を受けた。 今後は諸謝金・手数料・委託料といった適切な勘定科目を使用することとし、平成28年度の収支計画において適正な勘定科目を使用した。
80 (岐阜 県県民 ふれあ い会館)	【利用料金規程の県への未提出】 指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。 また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。	【利用料金規程の県への未提出】 指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。 また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。	【文化振興課 指定管理者】 平成28年3月10日付で、指定管理者から利用料金規程の届出を受けた。
81 (岐阜 県県民 ふれあ い会館)	【無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切】 ふれあい会館の無料シャトルバスの運行は、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。 無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認	【無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切】 ふれあい会館の無料シャトルバスの運行は、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。 無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認	【指定管理者】 (所管課: 文化振興課) シャトルバスの運行経費について、指定管理業務に係る経費としたことを、平成28年6月17日に現地調査にて確認した。

<p>障害福祉課、指定管理者 (岐阜県立陽光園)</p>	<p>【障害福祉課、指定管理者】協議・承認を要する事項を再確認するとともに、平成28年度の利用料金等について書面による県の承認を行うなど事務処理の徹底を図った。</p>
<p>指定管理者 (備品台帳の記載の正確性未確認)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：障害福祉課) 指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。(現地確認日) ・平成28年3月17日 ・平成28年5月27日</p>
<p>指定管理者 (月次業務報告書の提出遅延)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：産業技術課) 指定管理者に期限内の提出を指示した。さらに、毎月期限内に提出できるように改善した旨、報告を受けた。</p>
<p>105 (岐阜県科学技術振興センター)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：地域産業課) 報告書は各業務担当の集計により作成されるため、業務フローを見直し、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。</p>
<p>1132 (花フエスタ記念公園)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：都市公園課) 基本協定書に定める期限内に提出できるよう徹底した。</p>
<p>指定管理者</p>	<p>【指定管理者】</p>
<p>(利用料金後納申請書の未作成)</p>	<p>【障害福祉課、指定管理者】協議・承認を要する事項を再確認するとともに、平成28年度の利用料金等について書面による県の承認を行うなど事務処理の徹底を図った。</p>
<p>産業技術課、指定管理者 (運営協議会の未設置)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：障害福祉課) 備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認することが必要です。</p>
<p>106 (岐阜県科学技術振興センター)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：産業技術課) 指定管理者から経理規程の再確認と、規程に基づいた処理の徹底を図る旨、報告を受け、県による現地確認において会計書類の整合性を確認した。(現地確認日) ・平成28年3月17日 ・平成28年5月27日</p>
<p>108 (岐阜県科学技術振興センター)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：産業技術課) 指定管理者に期限内の提出を指示した。さらに、毎月期限内に提出できるように改善した旨、報告を受けた。</p>
<p>117 (セラミックパークMINO)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：地域産業課) 報告書は各業務担当の集計により作成されるため、業務フローを見直し、毎月期限内に提出できるよう改善した旨、報告を受けた。</p>
<p>指定管理者 (使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認)</p>	<p>【指定管理者】(所管課：都市公園課) 基本協定書に定める期限内に提出できるよう徹底した。</p>
<p>106</p>	<p>【利用料金後納申請書の未作成】</p>



業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施	140 (花フエスタ記念公園)・162 (平成記念公園)	業の支出が区分されていない旨を指摘し、改善を求めるべきです。 【業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施】 土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。	【都市公園課】 月次業務報告の際に土木事務所とともに記載内容の確認を行い、土木事務所の報告については、複数の職員で確認を行っている旨、報告を受けた。
指定管理者(個人サポーター)の会員料金設定に係る県への申請(附れ)	149 (世界淡水魚園水族館)	【個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請(附れ)】 個人サポーターの会員料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会員料金について、県への申請を行うとともに、承認を受けることが必要です。	【指定管理者】 (所管課：都市公園課) 平成28年2月に申請を受け、承認しました。
都市公園課、指定管理者(月次業務報告書の運用不適切)	157 (平成記念公園)	【月次業務報告書の運用不適切】 基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。	【都市公園課、指定管理者】 基本協定書で定める期限内に提出するよう徹底しました。
業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ	158 (平成記念公園)	【業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ】 月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておくことが必要です。	【都市公園課】 月次の業務実績に係る実績報告書及び業務確認指導記録については、複数の職員で作成漏れがないか確認した。
指定管理者(運営収支)	160 (平成)	【運営収支報告書に添付する確認書の未入手】	【指定管理者】 (所管課：都市公園課)

報告書に添付する確認書の未入手)	記念公園)	9月末の運営収支報告書について、基本協定書で定められている税理士の資格を有する者が作成した確認書を添付する必要があるため、運営収支報告書に添付する必要があります。	基本協定書で定められているとおり、税理士が作成した確認書を運営収支報告書に添付した旨、報告を受けた。
------------------	-------	---	--

平成二十八年九月二十八日発行

発行者

岐阜市数田南二丁目一番号

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一 岐阜文芸社